

株式会社日本看護サービス
指定訪問看護事業所及び指定予防訪問看護事業所 運営規程
(Nアートくつき訪問看護ステーション)

(事業の目的)

第1条 株式会社日本看護サービスが設置するNアートくつき訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）において実施する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

4 上記の他、「滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従事者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例」（平成25年滋賀県条例第17号）の中の別表第3「訪問看護の事業の従事者ならびに設備および運営に関する基準」（令和3年3号）と「滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従事者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成25年滋賀県条例第20号）の中の別表第3「介護予防訪問看護の事業の従事者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（令和3年3号）の規定、及びその他関連法規を遵守する。

(事業の運営)

第3条 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指す。

2 主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

3 訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

(1) 名 称：Nアートくつき訪問看護ステーション

(2) 所在地：滋賀県高島市朽木宮前坊 476

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者：看護師もしくは保健師 常勤1名

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上

支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- (2) 看護職員：保健師、助産師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5 名以上
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 必要数
訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

（営業日及び営業時間等）

第 6 条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。但し、祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業時間・サービス提供時間：月～木曜日 午前 9 時 00 分から午後 4 時 15 分までとする。
金曜日 午前 9 時から午後 3 時 45 分までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問看護の利用時間及び利用回数）

第 7 条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。
但し医療保険適用となる場合を除く。

※ 介護保険の被保険者が医療保険適用となる場合は以下のとおり
末期悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病の利用者及び急性増悪等による特別指示書を交付された利用者等

（訪問看護の提供方法）

第 8 条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者に主治医がいる場合は、利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

（訪問看護の内容）

第 9 条 ステーションで行う訪問看護は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる内容を提供する。

- (1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

（サービス内容の例）

病状・障害の観察、清拭・洗髪等による清潔の保持、食事および排泄等日常生活の世話、床ずれの予防・処置、リハビリテーション、ターミナルケア、認知症患者の看護、療養生活や介護方法の指導、カテーテル等の管理、その他医師の指示による医療処置

- (2) 訪問看護計画書に基づく訪問看護
- (3) 訪問看護報告書の作成

（緊急時における対応方法）

第 10 条 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

- 第 11 条 1 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。また、当該訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。
- 2 法定代理受領サービス以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 19 号)によるものとし、係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
- 3 ステーションは、基本利用料のほか、以下の場合はその他の利用料として支払いを利用者から受けるものとする。(消費税別)
- (1) 重要事項に定めるは範囲においてキャンセルが生じた場合には、料金が発生します。
前日の午後 5 時以降のご連絡の場合、1 提供当たりキャンセル料：2,000 円
 - (2) 死後の処置(ご遺体のケア)：10,000 円
 - (3) 次条に定める通常業務の地域を超える場合の交通費 管轄外地点より 20 円/km
- 4 ステーションは、前項の費用を請求する場合には利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で同意を得なければならない。

(通常業務を実施する地域)

- 第 12 条 ステーションが通常業務を行う地域は、高島市、大津市とする。

(相談・苦情対応)

- 第 13 条 1 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。

(個人情報の保護)

- 第 14 条 1 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(事故発生時の対応)

- 第 15 条 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

- 第 16 条 1 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- 2 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

(虐待防止に関する事項)

- 第 17 条 1 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定・非常災害対策）

- 第 18 条 1 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 ステーションは従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 4 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の医療機関・社会福祉施設等との連携および協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

（人権擁護・虐待防止）

- 第 19 条 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修の機会を確保しなければならない。

（暴力団排除）

- 第 20 条 1 事業所を運営する当該法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。
- 2 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

（その他運営についての留意事項）

- 第 21 条 1 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保管しなければならない。（医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は 3 年間、診療録は 5 年間保管とする）

（附則）

この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

この規定改正は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。